

三 賃金

(一) 名目賃金,実質賃金の推移

一 民間産業の名目賃金水準は,各産業とも前年末までの強い上昇傾向に終止符をうち,二四年上半期には殆ど停滞化した,下半期には若干微騰の現象を示した。毎月勤労統計の製造工業労働者一人一ヶ月当り平均給与総額(現金給与と実物給与の合計)によつて一二月の水準を前年同期と比較すると,二三年では一七・三%の上昇であつたのに対し二四年は二八・八%の上昇となり,更に二四年一月と比較すれば僅かに八・九%の上昇にすぎず,他の産業も大体同様な傾向を示している。

二 このような下半期の回復は賃金率の変動をより強く示す定期給与において特に顕著であり,上半期の浮動的な動きに比べて八月以降月々二%程度であるが着実に上昇を辿つていることは,人員整理一巡後の動向として注目される。

三 右のような名目賃金の停滞につれて,前年には大巾な改善をみ,実質賃金も二四年に入つて横這い傾向に轉じた。すなわち,消費者物価指数(C・P・I)の微騰をつゞけた五月までは実質賃金指数も微落傾向を示し,五月は一月に比し約八%低落した。

四 しかし,その後C・P・Iが下落に轉じたために実質賃金も上昇に轉じ,九月には一月の水準にほぼ回復し,つづいて一〇,一二月とかなりの改善を示した。かくして,一二月の実質賃金水準は二二年平均を一〇〇として二一五となり,前年同期及び二四年一月に対しそれぞれ一五%,九%の改善となつている。

五 このように,戦後の実質賃金は年と共に改善の傾向を示してはいるが,これを戦前に比較するときは,二四年平均で七五・二%となおかなり低位にあり,特に二四年における実質賃金回復状況のあまりはかばかしくなかつた点からみて,このような低位性がそのまゝ頭打ちとなる懸念がある。(第二表参照)

六 以上の如く,賃金の上昇に急激な抑制が加えられたのは,二三年末に実施された賃金三原則や続いて行われた経済九原則による強力な日本経済の安定自立化政策の結果であつて,こゝに終戦以来の課題であつた「物債と賃金の同時安定」がほぼ実現され,いわゆる「物債と賃金の悪循環」現象は一應解消するに至つた。

七 しかし,強力な安定政策の実施は,他面において二四年当初から企業における金詰り現象を生じ,賃金の面では廣汎な遅拂現象の慢性化という形であらわれ,労働者の生活に脅威を與え,一つの社会不安をかもしたことは別項の如くである。

また,インフレの収束,売手市場から買手市場への移行等の一般情勢の推移は企業合理化の要請を一層強め,賃金体系の能率給化への努力が強化され,部分的ではあるが賃金計算方法の厳格化や生活給部分の縮小等の現象を生起せしめた。

第一五表 実質賃金の推移

第一五表 実質賃金の推移

年 月	名目賃金	税引賃金	同指数	消費者物價指数	実質賃金指数
22年平均	1,756	1,541	100.0	100.0	100.0
23年 "	4,869	4,350	282.3	183.0	154.3
24年 "	8,416	7,377	478.7	241.3	198.4
24年 1月	8,015	7,066	458.5	232.7	197.0
2月	7,864	6,948	450.9	237.3	190.0
3月	8,023	7,074	459.1	244.8	187.5
4月	8,147	7,175	465.6	247.5	188.1
5月	7,892	6,979	452.7	250.1	181.0
6月	8,363	7,335	476.0	241.3	197.3
7月	8,263	7,257	470.9	246.4	191.1
8月	8,400	7,361	477.7	246.6	193.7
9月	8,444	7,405	480.5	245.5	195.7
10月	8,437	7,398	480.1	239.6	200.4
11月	8,736	7,629	495.1	230.1	215.2
12月	10,412	8,887	576.7	234.7	245.7

- (註)
- (1) 名目賃金は毎月勤労統計工業労働者一人一ヶ月現金給與総額である。
- (2) 消費者物價指数は総理府統計局消費者物價指数(全都市)を昭和二二年平均基準に換算したものである。
- (3) 実質賃金指数は名目賃金から勤労所得税(扶養家族一・五人)を控除したものを指数化し、これを消費者物價指数で除したものである。
- (4) 一二月には年末賞與その他の臨時給與の増大が賃金総額を著るしく増大するのが毎年の例である。

三 賃金

(二) 産業別賃金の推移

八 各産業共前年までの上昇に比較すると二四年の動きは極めて緩慢であつたことは上述の如くであるが、その推移は産業別にかなり異なつた状況を示している。

九 毎月勤労統計による労働者一人一ヶ月平均現金給与総額について産業別に第一・四半期と第四・四半期を比較してみると、上昇率の高いものは食料品工業(三六%),ガス電気水道業(三四%),商業(三一%),窯業及び土石工業(二八%),印刷及び製本業(二七%)であり、上昇率の低いものは紡績工業(一%),機械器具工業(一一%),金属工業(一四%),化学工業(一六%),鉱業(一七%)である。(第四・四半期は一二月の増大した臨時的給与を含んでいる)一〇 上昇率の高いものゝうちガス電気水道業及び印刷製本業は前年上昇が低かつたために本年に入つて鞘寄せられたものであり、食料品工業と窯業土石工業は製粉・醸造・セメント・ガラス等における有効需要の確保と原材料の入手順調による生産の好調を反映しているものと考えられる。しかし、これらの部門中でも輸出の伸び悩んでいる罐詰や陶器製造業は、賃金上昇率も低位にあり、商業の高いのは銀行信託業における経理内容の好轉に基づくものとみられる。

一一 紡績工業は、前年末に改訂され本年当初実施された協定賃金が引続いているために給与総額の上昇率は低位に止まつたが、定期給与ではかなり上昇している。機械器具工業は既に前年より一部に相対的生産過剰現象を示し更に二四年予算による官需削減でとくに鉄道車輛・電気機械器具は苦境に立つ等、一般的に安定政策の影響が強くあらわれており、賃金遅拂や賃金切下げもこの部門に多く生じた。

一二 鉱業の低位性は、特に石炭鉱業において従来赤字融資・補給金によつて支えられてきた高賃金水準がこれらの支柱の撤廃によつて維持できなくなり、更に公團買上の停止・滞貨の増大によつて経理態が悪化したことによる。

一三 金属・化学工業は本年に入つて上半期は停滞し、後半には生産の好調によつて漸騰を示しはじめたが、年間を通じての上昇は低率であつた。但し、他産業との格差においてはなお前年来の優位を維持している。

第一六表 産業中分類別賃金の推移

第一六表 産業中分類別賃金の推移

(単位円)

年 月	工業	金属工業	機械器具工業	化学工業	窯業及び土石工業	紡織工業	製材木製品工業	食料品工業	印刷製本業	ガス電気水道業	鑛業	交通業	商業
22年平均	1,756	2,048	1,950	1,761	2,001	868	1,403	1,764	2,135	2,312	1,912	2,247	1,993
23年平均	4,869	6,064	5,298	5,043	5,443	2,476	3,310	5,093	6,006	6,131	6,263	5,958	5,712
24年平均	8,416	10,721	8,778	9,022	9,825	4,371	5,310	9,195	9,187	11,070	8,968	9,834	11,173
24年 1月	8,015	10,712	8,601	8,526	8,772	3,711	4,530	7,679	7,871	8,727	8,463	9,843	9,480
2月	7,864	9,985	8,405	8,298	8,783	4,138	4,843	7,575	8,147	9,352	7,861	8,439	8,910
3月	8,023	9,958	8,549	7,998	8,563	5,071	4,847	7,771	8,707	9,894	8,776	8,446	10,403
4月	8,147	10,704	8,568	8,592	9,073	4,331	5,099	7,660	8,402	13,442	8,879	9,536	10,325
5月	7,892	10,187	8,271	8,460	9,390	4,021	5,198	8,274	7,868	13,636	7,778	10,245	10,449
6月	8,363	10,450	8,593	9,211	10,591	4,295	5,230	9,820	9,476	10,747	8,585	9,810	11,719
7月	8,263	10,221	8,528	9,036	9,426	4,294	5,445	10,079	10,135	9,902	9,230	9,456	11,568
8月	8,400	10,791	8,719	9,122	9,554	4,198	5,541	9,505	9,286	9,716	9,538	9,947	11,263
9月	8,444	10,772	8,825	8,962	10,334	4,291	5,585	9,393	9,019	10,051	9,237	9,832	12,233
10月	8,437	10,619	8,800	9,149	10,200	4,267	5,436	8,920	9,106	10,044	9,262	9,779	11,730
11月	8,736	11,231	8,916	9,798	9,982	4,480	5,508	9,030	9,401	11,712	9,246	10,027	12,015
12月	10,412	13,022	10,530	11,116	13,230	5,359	6,453	14,629	12,823	15,612	10,763	12,616	13,980

(註) 毎月勤労統計労働者1人1ヶ月平均現金給与総額である。

第一七表 産業中分類別賃金指数

第一七表 産業中分類別賃金指数

年 月	工業	金属工業	機械器具工業	化学工業	窯業及び土石工業	紡織工業	製材木製品工業	食料品工業	印刷製本業	ガス電気水道業	鑛業	交通業	商業
22年平均	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
23年平均	277	296	272	286	272	285	236	289	281	265	323	265	287
24年平均	479	523	450	512	491	504	378	521	430	479	462	438	561
24年 1月	456	422	441	484	438	428	323	435	369	377	436	438	476
2月	448	488	430	470	439	477	345	429	382	404	405	376	447
3月	457	486	438	454	428	584	345	441	408	428	452	376	522
4月	464	523	439	488	453	499	363	434	394	581	457	424	518
5月	449	497	424	470	469	463	370	469	369	590	401	456	524
6月	476	510	440	523	529	495	373	557	444	465	442	437	588
7月	471	499	437	513	471	495	388	571	475	428	475	421	580
8月	478	416	448	518	477	484	395	539	435	420	491	443	565
9月	481	526	453	509	516	494	398	532	422	435	476	438	614
10月	480	519	452	520	510	492	387	506	427	434	477	435	589
11月	497	518	457	556	499	516	393	512	440	507	476	446	603
12月	593	616	530	631	661	617	460	829	601	675	554	563	701

(註) 毎月勤労統計労働者1人1ヶ月平均現金給与総額を指数化したものである。

一四 このような産業別賃金の変動の結果、製造工業を一〇〇とする賃金格差はかなり変化を示した。すなはち、第十八表の如く、向上の最も顕著なものは商業であり、金属・化学工業もかなり改善されたが、他方鉱業の低下は著しく、製材木製品工業は前年に引続き低下を示している。

一五 また、本年における集中生産制の推行・金詰りの深刻化は、中小企業により強い影響を與えているといわれるが、賃金の面ではさほど規模による相違は生じていないようである。それは平均賃金でみる限り賃金の粘着性にもとずくとともに同じ中小企業でも産業によつて条件が異なり、規模の相異よりも産業の相違が賃金により強

第一八表 産業中分類別賃金格差の推移

第一八表 産業中分類別賃金格差の推移

年	月	工業	金属工業	機械器具工業	化学工業	窯業及び土石工業	紡織工業	製材工業	木製食品工業	印刷製本業	ガス水道業	電気業	飲業	交通業	商業
22年	平均	100	117	111	98	114	50	80	105	122	132	131	128	114	
23年	平均	100	125	109	104	112	51	68	105	123	126	129	122	117	
24年	平均	100	127	104	107	117	52	63	109	109	132	107	117	133	
24年	1月-3月	100	128	107	104	111	54	60	96	104	117	105	112	116	
	4月-6月	100	128	104	107	119	52	64	105	105	156	105	121	133	
	7月-9月	100	127	104	108	117	51	66	115	113	118	112	116	140	
	10月-12月	100	126	102	109	121	51	63	118	136	135	106	118	137	

(註) 毎月勤労統計労働者1人1ヶ月現金給与総額による。

三 賃金

(三) 賃金構成の動向

(1) 臨時給与の縮減とその性格変化

一六 毎月勤労統計によつて工業労働者一ヶ月平均給与の毎月きまつて支給する給与」に対する「その月限り支給する給与」の割合でみると、後者の前者に対する比率は本年に入つてから急激に減少し、二三年平均の一二・九%に対し二四年平均は六・二%となり、しかも、逐月この傾向は強まり、二四年末頃はわずかに二・三%に止まつている。

一七 二三年までの臨時給与の比率が高かつたのは、インフレーションによる名目賃金の絶えざる上昇傾向に伴つたものであり、具体的には給与改訂の遡及拂や暫定内拂、或いは一時的な生活補填資金等の多かつたことを意味している。

一八 これに対し、本年におけるその顕著な減少傾向は、右のような性格が次第に消滅し(電気・石炭等は例外)、漸次これが戦前におけるが如き定期賞与的性格を帯びるに至つたことを意味し、このことは食料品工業・窯業土石工業・銀行信託業等、好況産業部門に臨時給与の支拂が多く、かつ、季節的にみて三月、六月、一二月等の時期にみられたことから明らかである。

第一九表 定期給与に対する臨時給与の比率の推移

第一九表 定期給与に対する臨時
給与の比率の推移

	定期給与 (A)	臨時給与 (B)	B の A に 対する割合 %
22年 平均	1,548	208	13.4
23年 平均	4,314	555	12.9
24年 平均	7,925	491	6.2
24年 1月	7,047	967	13.7
2月	7,489	374	5.0
3月	7,541	483	6.4
4月	7,732	415	5.4
5月	7,705	186	2.4
6月	7,924	439	5.5
7月	7,895	368	4.7
8月	8,074	326	4.0
9月	8,224	220	2.7
10月	8,241	196	2.4
11月	8,459	277	3.3
12月	8,770	1,642	18.7

(註) 毎月勤労統計工業労働者1人1ヶ月現金給与額による。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

三 賃金

(三) 賃金構成の動向

(2) 賃金体系の変化

一九 賃金体系は戦後の生活給的性格を依然基調としてはいるが、経済の安定化につれてそれに対する再検討が行われ、漸次能率給重視の方向に向うとともに、インフレに随伴した複雑な諸手当の整理、簡素化がすすめられた。

二〇 これらの傾向を示すものとしては、部分的にはあるが次のような現象がみられる。

- (1) 従来、物價手当・生活手当等の名目で基本給の一定率を加給していた部分を基本給に繰入れ、給與体系の簡素化をはかる。
 - (2) 基本給の決定要素として能力・勤務成績・職務等を重視する。
 - (3) 家族手当の率の引き下げ、通勤交通費・各種保険料の労働者負担への轉化等によつて生活給部分の縮少を行う。
 - (4) 遅刻欠勤等に対する給與の差し引き、石炭鉱業にみられるような時間外賃金算定方法の改訂等賃金計算を厳格化し、割増賃金を圧縮する。
 - (5) 金属・機械器具工業部門にみられる生産奨励給の膨脹阻止を目的とする生産基準量の引き上げ・或いは累進率の引き下げを実施する。
-

三 賃金

(四) 賃金遅払の慢性化と賃金切下げの問題

二一 賃金の遅拂現象は前年から増加傾向にあつたが、二四年に入つて急増し、年間を通じて慢性化したので、これに対し労働基準法に基く強力な措置がとられた。

労働基準局の調査によれば、賃金不拂を発生した事業場数は三月から五月迄の三ヵ月間に約一七〇〇件であつたが、六月には一ヵ月で一五〇〇件を超え、以後も毎月累増し、一二月には二〇〇〇件を突破した。一方、遅拂の解消件数は発生件数を下廻り、未拂件数並びに金額が累積の傾向にあることは、遅拂現象が依然解消へ向つていないことを物語つている。

第二〇表 賃金不拂発生事業場数

第二〇表 賃金不拂発生事業場数

年 月	100人以上	99—10人	9人以下	計	金 額 (100万円)
24年					
3—5月				1,687	1,050
6月				1,549	670
7月	189	905	508	1,602	1,038
8月	140	755	594	1,489	1,100
9月	134	904	608	1,646	556
10月	116	985	760	1,861	460
11月	135	949	782	1,866	701
12月	124	1,001	916	2,041	540

(註) (1) 都道府縣労働基準局又は労働基準監督署において申告又は監督官の活動によつて把握したものを労働省労働基準局において集計したものである。

(2) 当月発生分を示し、前月よりの未解決繰越を含まない。

二二 同時に注目されることは、下半期以降において一〇〇人以上の企業が減少傾向にあるのに対し、一〇〇人以下の企業において次第に増加している事実であり、これは中小企業における金詰りを如実に反映している。

二三 なお、遅拂の原因は産業や規模によつて異なつてはいるが、全般的に売掛代金回収難・売行不振等、経営面の悪化によるものが増大してきている。

二四 賃金の遅拂・不拂とともに本年に入つて発生した事例として、賃金の切下げがあるが、多くは生産増大の結果膨脹した能率給の圧縮、生活補給の諸手当・福利厚生費等の削減といった部分的なものに止まつている。また、それを実施した部門もごく一部に限られており、総体的に見れば、下半期において賃金水準はなお、微騰傾向にあることは前述の通りである。

第二一表 賃金不拂額及び支拂状況月別累計表

第二一表 賃金不拂額及び支拂状況月別累計表

年 月	不拂件数	支拂済件数	未拂件数	不拂総額	支拂済総額	未拂金額
24年 3—5月	1,687	423	1,264	百万円 1,050	百万円 192	百万円 858
6月	3,236	1,591	1,645	1,720	975	745
7月	4,838	3,315	1,523	2,835	2,071	734
8月	6,327	4,632	1,695	3,905	3,025	830
9月	7,973	5,662	2,311	4,744	3,617	1,125
10月	9,834	6,868	2,966	6,117	4,686	1,431
11月	11,700	8,278	3,422	7,290	5,609	1,671
12月	13,741	10,328	3,413	8,574	7,359	1,215

(註) (1) 都道府県労働基準局又は労働基準監督署において申告又は監督官の活動によつて把握したものを労働省労働基準局において集計したものである。

(2) 各月の件数及び金額は当月までの累計である。

第二二表 賃金不拂原因比較表

第二二表 賃金不拂原因比較表 (百分率)

原 因	24年4月	24年7月	24年11月
金融難	18.9	11.9	9.3
売掛代金未回収	47.1	49.0	57.6
政府支拂遅延	10.1	1.3	0.9
税金支拂	2.1	1.3	0.1
売行不振その他の経営難	12.7	24.9	27.4
その他	9.1	11.6	4.7
計	100.0	100.0	100.0

(註) 4月分は労働省労働基準局給与課資料より算出、7月、11月分は同局監督課資料による。調査事業所は4月1,678、7月1,602、11月904である。